鹿嶋市国民保護計画変更 概要

Ⅰ　鹿嶋市国民保護計画とは

平成 16 年に制定された国民保護法や平成 17 年度に策定した茨城県国民保護計画に基づき、平成 18 年度に鹿嶋市国民保護計画を策定いたしました。

鹿嶋市国民保護計画は，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の安全を確保するため，鹿嶋市国民保護協議会が定める計画です。市民の協力を得つつ，他の機関と連携・協力し，国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し，その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するものです。

Ⅱ　変更の背景

近年，国際的な安全保障を取り巻く環境が不安定さを増してきていることや関連する法律等の改正，組織改編などを鑑み，計画を見直すものです。

Ⅲ　計画の対象期間

修正後の計画は，公表の日から対象期間とします。国民保護法や関連する法律の改正などに応じて鹿嶋市国民保護協議会において見直し等を行います。

Ⅳ　見直しの検討体制

鹿嶋市国民保護協議会事務局である交通防災課が国民保護法や関連する法律等の改正や国，県の作成する上位計画の改定状況などを確認し，見直しの検討をいたします。

見直しを実施する際は，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 39 条第 1 項に基づき，鹿嶋市国民保護協議会を設置し，諮問・答申を行います。その後，茨城県への協議を経て議会へ報告いたします。

Ⅴ　変更内容の概要

（１）訓練等の実施について

武力攻撃事態等を想定した訓練の実施にあたり，具体的な事態を想定し，防災訓練におけるシナリオ作成等，既存のノウハウを活用することと併せて，警察，海上保安署，自衛隊等との連携し，様々な場所や想定で行うとともに，多様な情報伝達手段を活用するなど実践的なものとするよう努める内容に更新するものです。

（２）警報伝達の方法について

消防庁や気象庁から発表された警報の内容は，緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－ｎｅｔ），全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等を活用し，地方公共団体に伝達されます。全国瞬時情報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と連携している防災行政無線やコミュニティＦＭ（エフエムかしま），登録制メール（かなめーる）など様々な情報伝達手段を活用し，周知を図る内容について追加するものです。

（３）避難実施要領の策定における考慮事項の追加

避難実施要領の策定における考慮事項として，以下の１０項目を追加するものです。

①避難指示の内容の確認（地域ごとの避難時の時期，優先度等）
②事態の状況（警報の内容や被災情報の分析）
③避難住民の概数把握
④誘導の手段の把握（屋内避難，徒歩による移動避難など）
⑤運送手段の確保の調整
⑥要配慮者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿，要配慮者支援班の設置）
⑦避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路，県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整）
⑧職員の配置（各地域への職員の割り当て，現地派遣職員の選定）
⑨関係機関との調整（現地調整所の設置，連絡手段の確保）
⑩自衛隊及び米軍の行動に関する措置（県対策本部との調整，国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

（４）避難要領の追加

ゲリラ特殊部隊による攻撃の場合を想定し，鹿島神宮駅爆破計画と爆発物・化学物質所持による立て籠もりの２パターンについて，避難実施要領を新たに作成するものです。

（５）安否情報システム導入に伴う追加

県内において，安否情報システムの導入に伴い，事前に定められた様式を電子メールで報告する連絡方法からシステムを活用した内容へと変更をするものです。

（６）鹿嶋市の組織改編に伴う国民保護対策本部組織図及び分掌事務の変更

新たに設置された部署や統合された部署など，鹿嶋市の組織改編に伴う国民保護対策本部の修正及び各部署における分掌事務の見直しを反映するものです。